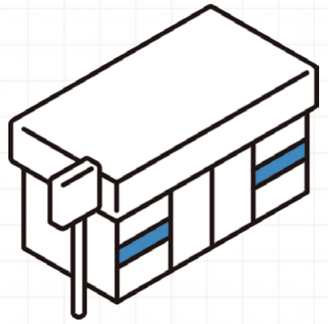
12月1日（火）から コンビニ交付を開始します



住民票の写しや印鑑登録証明書などが、マイナンバーカードを使って全国のコンビニエンスストアなどに設置されているマルチコピー機で取得できる「コンビニ交付」を、12月1日（火）から開始します。

コンビニ交付を利用すれば、役場の窓口が閉まっている早朝や深夜、土日・祝日でも証明書を取得できるため、仕事や学校などで日中に役場へ来ることが難しい方にも利便性の高いサービスです。

今回の特集では、利用方法や取得できる証明書などをご紹介します。ご確認のうえ、ぜひご活用ください。

コンビニ交付で取得できる証明書

証明書の種類	交付手数料	証明内容	利用できる方	利用に必要なもの
住民票の写し	200円	本人および同一世帯の方の分 ※除票は発行できません。 ※住民票コードは記載できません。	住民登録が紀宝町にある方	❶利用者証明用電子証明書を搭載したマイナンバーカード ❷4桁の暗証番号 ❸手数料
住民票記載事項証明書	200円			
印鑑登録証明書	200円	印鑑登録している本人の分		
所得証明書	200円	本人の分（過去3年分） ※直近の1月1日および現在も紀宝町に住民登録がある方のみ。		
課税（非課税）証明書	200円			
戸籍全部（一部）事項証明書	450円	本人および同一戸籍の方の分 ※除籍や改製原戸籍は発行できません。	本籍が紀宝町にある方	
戸籍の附票の写し	200円			

【利用時間】

午前6時30分～午後11時（土、日、祝日も利用可能）

※戸籍関係は午前9時～午後5時15分（平日のみ）

※店舗の営業日および営業時間に限ります。

※年末年始（12月29日～1月3日）およびシステムメンテナンス日はご利用できません。また、設備の故障やシステムの不具合などでメンテナンスが必要な場合は、予告なくサービスを停止することがあります。

カンタン！コンビニ交付の流れ

1 メニュー選択

マルチコピー機のメニュー選択で「行政サービス」を選びます。



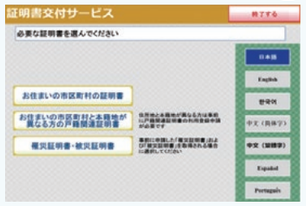
2 カード・デバイス選択

ご利用になるカード・デバイスを選択し、マイナンバーカードをセットします。



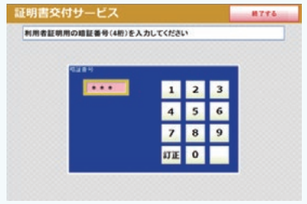
3 交付市区町村の選択

証明書を交付する市区町村を選択します。



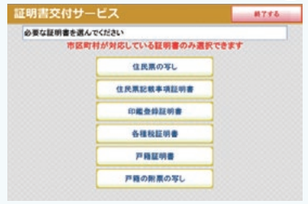
4 暗証番号の入力

マイナンバーカード交付時に設定した利用者証明用の4桁の暗証番号を入力します。



5 証明書の種別選択

取得する証明書、交付種別、部数を選択します。



6 証明書の発行

マルチコピー機に手数料を投入後、証明書が発行されます。



※設置されている機種によって、手順画面が若干異なりますのでご注意ください。

担当者に聞くコンビニ交付

コンビニ交付は、早朝から深夜まで利用できるため、仕事などで役場の窓口へ行く時間がない方も、ご都合のよいときに証明書を取得できます。また、申請書への記入が不要で、コンビニに設置されたマルチコピー機のタッチパネルを操作するだけで証明書を取得できるため、待ち時間の短縮にもつながります。

ご利用の際は、マイナンバーカードの有効期限や暗証番号をご確認ください。また、戸籍証明書のうち、除籍・改製原戸籍の発行はできませんのでご注意ください。

コンビニ交付をご活用いただくことで、みなさんの日々の暮らしがより便利になればと思います。



税務住民課　鈴木（すずき） 大司（だいじ）

▶詳しくは、役場税務住民課（☎３３－０３３７）までお問い合わせください。